

川口市納税通知書用封筒広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市広告掲載要綱（平成21年5月1日施行。以下「要綱」という。）及び川口市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、納税通知書送付用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載する対象は、次に掲げる税の当初課税に係る通知書等を送付する封筒とする。

- (1) 個人市県民税（普通徴収）
- (2) 固定資産税（償却資産除く）・都市計画税
- (3) その他の税

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、縦4.5cm×横9cm又は8.3cmとし、使用色1色（スミ）とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、封筒裏面とし、各封筒につき2枠分とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠につき最低募集価格70,000円（消費税及び地方消費税を除く）とし、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が広告の掲載の申込み時に提示した掲載申込額（以下「申込額」という。）のうち、広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が提示した申込額とする。

(申込者の資格)

第6条 申込者としての資格を有するのは、川口市内に本社、本店を有する事業者、又は川口市外に本社、本店を有するが、支社、支店又は営業所等を川口市内に有する事業者とする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、市広報紙及びホームページ等により実施するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、川口市納税通知書用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿案及び必要書類を添付して、市長が定める期日までに提出するものとする。なお、1申込者につき申込みのできる枠数は、各封筒につき1枠とする。

(広告掲載の可否の決定)

第9条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、当該申込みに係る広告案等を要綱第3条第1項及び第4条第1項に定めるもののほか、次に掲げる選定基準に基づき、その掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 原則として、申込額の高いものから順に第1位順位者及び第2位順位者を広告主とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、第1位順位者が2者となった場合は、その2者を広告主とする。
 - (3) 第1号の規定にかかわらず、第1位順位者が3者以上となった場合は、その中からくじ引きにより決定した2者を広告主とする。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、第1位順位者が1者、第2位順位者が2者以上となった場合は、第2位順位者の中からくじ引きにより決定した1者を広告主とする。
 - (5) 第2号及び第3号の規定により、第1位順位者が2者以上になった場合は、くじ引きにより順位を決定するものとする。
- 2 決定した広告の数が、募集数に満たない場合、再度募集は行わず、空欄を設けるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により掲載の可否を決定したときは、川口市納税通知書用封筒広告掲載・不掲載通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 4 市長は、広告掲載に関する疑義が生じた場合は、要綱第5条に規定する審査会に諮るものとする。

(承諾書の提出)

第10条 市長は、広告主から、川口市納税通知書用封筒広告掲載承諾書(様式第3号)を提出させるものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 市長は、広告主から、広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括納付させるものとする。

(広告原稿の提出)

第12条 市長は、広告主から、市長が指定する期日までに、広告原稿を提出させるものとする。

2 広告の内容及びデザイン等については、市及び納税通知書の信用性及び信頼性等を損なうことのないようにするものとする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは広告主に修正を求めることができる。

(契約の締結)

第13条 市長は、広告主と、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(広告掲載決定の解除)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合は、川口市納税通知書用封筒広告掲載解除通知書(様式第4号)により広告掲載決定を解除することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) その他封筒への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 広告主は、自己の都合により封筒への広告掲載を取りやめるときは、川口市納税通知書用封筒広告掲載取りやめ申出書(様式第5号)により市長に申し出るものとする。

3 市は、広告主が前項の規定により広告掲載を取りやめた場合においては、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、封筒への広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。